

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 佐世保市 外1名

意見書

平成31年3月6日

長崎地方裁判所 佐世保支部 民事部合議係 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅 司

弁護士 藤 井 大 祐



上記当事者間の御庁平成29年(ワ)第24号事件について、原告らの平成30年12月13日付け証拠の提出及び証拠調べに関する意見書に対し、被告佐世保市は、下記の通り意見を述べる。

記

1 原告らの意見の要旨

原告らは、平成30年8月3日付け証拠申出書において、佐世保市水道局長である証人谷本薫治（以下「谷本局長」という。）の尋問申出をしたが、これに対して被告佐世保市は、かかる尋問申出の尋問事項に現れたような客観的数値に関して、別途わざわざ尋問を行う必要性はない旨の意見を述べつつも、無用な争点の拡散や審理の長期化を避ける見地から、原告らの求釈明に応じ、丙5～丙10の4の書証を提出済みである。

しかるに、原告らは、平成30年12月13日付け証拠の提出及び証拠調べに関する意見書において、上記の求釈明回答を踏まえてもなお、①水需要予測に関して及び②慣行水利権の取り扱いについて、尋問が必要である旨主張している。

2 ①水需要予測に関して

この点、原告らが、(平成24年度予測が現時点で「結果的に」大きくかつ明白に誤っているとの原告主張を前提に) ①水需要予測に関し谷本局長の尋問が必要な理由として述べるところは、

(ア) 石木ダムが「客観的に不要であること及びそのことを被告佐世保市自身が認識していることを明らかにするため」、

あるいは

(イ) 「次の(水需要予測)再評価に向けて、現在の実績を把握、分析、評価している」のは谷本局長であるから、
といったもののようである。

しかしながら、(ア)(イ)いずれについても、既に提出済みの客観的な書証に基づいて、原告らはその立場から主張を構成すれば足りるはずである。

原告らが、水需要予測に関するいかなる具体的な事実関係の争点について、上記の客観的データでは足りず、谷本局長の尋問が必要であるというのか、全く不明と言わざるを得ない。

3 ②慣行水利権の取り扱いについて

また、原告らは、②慣行水利権に関しても、「慣行水利権を保有水源として考えないことについて、合理的理由があるか」は本件訴訟の争点であるから、被告佐世保市の利水業務責任者である谷本局長の尋問が不可欠とする。

この点について、被告佐世保市の主張は、既に答弁書15頁以下及び第1準備書面6頁以下*1で主張したとおりであり、被告佐世保市としては水道法あるいは河川法の規定に則り、慣行水利権を保有水源に含めることはできないと判断しているところである。

しかるに、原告らが尋問を求めているのは、結局のところ、本件慣行水利権を不安定水源と位置づけることの適否という法的評価に他ならない。このような尋問は、争いのある事実関係の確定という、本来

*1 さらに、丙4(別訴における被告国の最終準備書面)・39頁以下及び甲E4(別訴一審判決)・85頁以下も参照。

の証人尋問制度の目的とは、およそ乖離したもの（意見を求める類の尋問）とならざるを得ない。

すなわち、原告らの上記主張は、谷本局長の尋問の必要性を根拠づけるものとは言い難いのである。

4 小括

以上のとおり、原告らの求釈明に対する回答に加えて、さらに谷本局長に対する尋問を行うことは、本件では不要である。

以上